

松江市設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市設備導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に本社を有するもの
 - イ 市内に製造拠点を有するもの
- (2) 製造業 日本産業標準分類(令和5年総務省告示第256号)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 工作機械等 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第3号に規定する機械及び装置であって、製造業の用に直接供するものをいう。
- (4) 新たな事業分野 次のすべてを満たす産業分野をいう。
 - ア 日本産業標準分類に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属する産業
 - イ 日本産業標準分類に定める中分類に掲げる産業のうち、補助事業者の主要な経済活動に該当する産業を除いた産業
- (5) 先端設備等導入計画等 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく先端設備等導入計画、経営革新計画又は経営力向上計画のうち、工作機械等の導入により生産性又は付加価値額の向上に資するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市設備導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新分野進出に向けた新製品製造を行うために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助

	<p>することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。</p>
<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>中小企業者が市内事業所で実施する、次に掲げる事業とする。ただし、松江市ものづくり産業投資促進助成金を除いた、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</p> <p>(1) 生産性向上支援事業 受注の拡大や生産の効率化を図るために工作機械等を導入する取組とする。</p> <p>(2) 新分野進出支援事業 新たな事業分野進出に向けた新製品製造に必要な工作機械等を導入する取組とする。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) 市内事業所への1台当たり税抜80万円以上の工作機械等の導入に要する経費（リース及びレンタルによる導入は補助対象外とする。）</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める経費</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>(1) 生産性向上支援事業 補助対象経費の5分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。ただし、導入する工作機械等が、既存設備との入れ替えであって、炭素排出量の削減が見込まれるものである場合は補助対象経費の4分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。</p> <p>(2) 新分野進出支援事業 補助対象経費の3分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 法人にあつては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあつては市内に1年以上住所を有すること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p>
<p>終期</p>	<p>令和9年3月31日</p>

(設備導入計画書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに、設備導入計画書に加えて、次に掲げる各号の事業ごとに定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 生産性向上支援事業 次に掲げる書類

ア 導入する工作機械等の仕様等が分かる書類

イ 先端設備等導入計画等の認定申請書若しくは承認申請書又は労働生産性向上計画書の写し

ウ 先端設備等導入計画等の認定書、承認通知書又は認定通知書の写し(前号に掲げる労働生産性向上計画書の写しを添付した場合を除く。)

エ 直近2期分の決算書の写し

(2) 新分野進出支援事業 次に掲げる書類

ア 導入する工作機械等の仕様等が分かる書類

イ 直近2期分の決算書の写し

2 前項第1号において、申請者が先端設備等導入計画等の認定又は承認申請中であるときは、第1号ウに掲げる書類は、認定又は承認後に速やかに提出しなければならない。

(設備導入計画書の承認)

第5条 市長は、前条に規定する設備導入計画書の提出があったときは、当該設備導入計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施するものとし、導入計画を承認すべきものと認めるときは、設備導入計画承認書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、必要に応じて支援機関(公益財団法人しまね産業振興財団、島根県産業技術センター)に助言を求めることができる。

(現地調査)

第6条 前条の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を提出する前に、市職員による現地調査を受けなければならない。

2 前項の現地調査は、工作機械等の引渡しを受けた日から起算して2か月を経過する日又は第3条表中の終期のいずれか早い日までの間であって、かつ、当該工作機械等の導入に係る経費(次項において「経費」という。)を支払う前に受けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、工作機械等の引渡しを受けるために経費を事前に支払う必要があると市長が認めるときは、経費の支払後に現地調査を受け、補助金の交付を申請することができるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松江市設備導入支援事業補助金交付申請書(別記様式)を次に掲げる類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設備導入計画承認書の写し
- (2) 導入する工作機械等の取得に係る契約書の写し又は見積書及びその明細の写し
- (3) 工作機械等の検収を証する書類

(市税納付状況の確認)

第7条の2 市長は、補助事業者の市税納付状況について、滞納がないか確認するものとし、確認を行う日は、市長が別で定める日とする。

(着手届及び完了届の省略)

第8条 規則第11条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払が分かるもの

(補助金の交付の条件)

第10条 新分野進出支援事業にあつては、市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めるとともに、補助事業完了後5年間、市長が別に定める日までに企業化の状況を松江市新分野進出支援事業企業化状況報告書により市長に報告すること。
- (2) 補助事業者は、前号の規定により提出された報告書において、次のア及びイの要件を満たした場合には、ウにより算出された額を市に納付すること。

ア 新製品の売上額(既存製品等の改良の場合は売上の増加額)が、年3,000万円以上となった場合

イ 当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合

ウ 各年度の納付額は、新製品の売上額の1パーセント又は補助金額の5分の1のいずれか低い方の額とし、累計の納付額は補助金額を超えないものとする。

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 18 条の市長が定める期間は、当該財産の耐用年数とする。

2 規則第 18 条第 2 号の市長が定めるものは、工作機械等とする。

(補助金の返還)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

松江市設備導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

松江市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、以下について誓約します。

- 1 補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと。
- 2 松江市税に滞納がなく、当該市税の納付状況の確認を行うことに同意すること。

記

補 助 年 度	補助金等の名称
補 助 事 業 等 の 名 称	
補助事業等の目的及び内容	
補 助 事 業 等 の 効 果	
補助事業等の経費所要額 （ 補 助 対 象 経 費 ）	円
補助事業等の交付申請額	円
補助事業等の施行場所	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着手 完了
添 付 書 類	